

熊本博物館入場料等減免要綱（抄）

制定	平成19年	7月27日	市長決裁
改正	平成21年	7月1日	博物館長決裁
	平成22年	5月24日	博物館長決裁
	平成22年	9月30日	市長決裁
	平成22年	10月5日	博物館長決裁
	平成23年	2月9日	博物館長決裁
	平成23年	6月16日	博物館長決裁
	平成24年	3月29日	市長決裁
	平成24年	8月22日	博物館長決裁
	平成25年	3月1日	博物館長決裁
	平成25年	6月1日	博物館長決裁
	平成25年	8月7日	博物館長決裁
	平成25年	10月22日	博物館長決裁
	平成30年	3月29日	市長決裁
	平成31年	2月1日	熊本博物館長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本博物館条例（昭和28年条例第61号。以下「条例」という。）第3条第7項の規定に基づき、入場料等の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

（減免対象者及び減免事由）

第2条 条例第3条第7項の規定に基づき入場料の減免の対象となる者は、別表第1の減免対象者の欄に掲げる者とし、その減免要件は同表減免要件の欄に掲げるとおりとする。

2 条例第3条第7項の規定に基づきプラネタリウム観覧料の減免の対象となる者は、別表第2の減免対象者の欄に掲げる者とし、その減免要件は同表減免要件の欄に掲げるとおりとする。

3 条例第3条第7項の規定に基づく特別展観覧料の減免に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

4 前3項に規定するもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき又は必要と認めるときは、入場料等を減免することができる。

（入場料等の免除）

第3条 市長は、別表第1及び別表第2に掲げる減免対象者が減免要件を満たした場合は、入場料及びプラネタリウム観覧料を免除するものとする。

（減免申請手続）

第4条 入場料等の減免を受けようとする者は、入場しようとする日の前日までに熊本博物館団体利用申込（兼入場料等減免申請）書（様式第1号）を市長に提出し、又は入場に際し別表第1及び別表第2に規定する障害者手帳、社員証等を博物館の職員に提示しなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

別表第1 (第2条、第3条関係)

熊本博物館入場料減免基準一覧表

		減 免 対 象 者	減 免 要 件
1	身体障害者(児)	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付を受けている者	身体障害者手帳又はさくらカードを提示した場合
2	知的障害者	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による療育手帳の交付を受けている者	療育手帳又はさくらカードを提示した場合
3	精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	精神障害者保健福祉手帳又はさくらカードを提示した場合
4	原爆被爆者	原子爆弾被爆者に対する援助に関する法律(平成6年法律第117号)に基づき被爆者健康手帳の交付を受けている者	被爆者健康手帳又はさくらカードを提示した場合
5	特別支援学校又は特別支援学級の児童生徒	学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく特別支援学校又は特別支援学級に在籍する者	学校行事で入場する場合であって、第4条に規定する申請書を提出した場合
6	社会福祉施設等の入所者等	児童福祉法(昭和22年法律第164号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、老人保健法(昭和57年法律第80号)、介護保険法(平成9年法律第133号)及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく施設に入所し、又は通所している者	第4条に規定する申請書を提出した場合
7	介助者	同表1から6までに規定する減免対象者の介助者。ただし、上記1から6までの減免対象者1名につき原則1名とする。	同表1から6までに規定する減免対象者の介助者であると確認できる場合
8	引率者	学校教育、社会教育等を目的として入場する関係団体の引率者(学校、幼稚園又は保育園の教諭、保育士等をいう。)	第4条に規定する申請書を提出した場合
9	その他団体扱い(30名以上)となる場合については、30名につき1名		第4条に規定する申請書を提出した場合
10	高齢者	熊本市民で65歳以上の者	65歳以上を確認できる運転免許証等を提示した場合
11	生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条に規定する救護施設に入所している者		施設長の発行する証明書を提出した場合
12	招待者及び出演者 熊本市又は熊本市教育委員会主催行事の招待者及び出演者等		熊本市又は熊本市教育委員会からの招待状等を提示した場合
13	行政及び公益上の入場者	行政視察等で来館する自治体職員等及び関係各課の申請による者	関係各課等から申請があった場合
14	添乗員、観光案内人、バス運転者、ガイド又はタクシー運転手等		観光客の案内で入場すると確認できる場合
15	行事等の下見者	行事等に熊本博物館を使用する場合の下見者。ただし、1団体5名までとする。	第4条に規定する申請書を提出した場合

1 6	報道機関の取材及び撮影者等	熊本市又は熊本市教育委員会主催行事の取材又は本館の周知に寄与する撮影等と判断される場合であって、社員証等を提示した場合
1 7	熊本市観光施設共通入場券の所持者	熊本市観光施設共通入場券を有効期限内に提示した者

## 別表第2（第2条、第3条関係）

## 熊本博物館プラネタリウム観覧料減免基準一覧表

		減免対象者	減免要件
1	乳幼児	3歳以下の乳幼児	単独で座席に座ることができないことを確認できる場合
2	特別支援学校 又は特別支援 学級の児童生 徒	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく特別支援学校又は特別支援学級に在籍する者	学校行事で観覧する場合であつて、第4条に規定する申請書を提出した場合
3	社会福祉施設 等の入所者等	児童福祉法（昭和22年法律第164号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、老人保健法（昭和57年法律第80号）、介護保険法（平成9年法律第133号）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく施設に入所し、又は通所している者	施設行事で観覧する場合であつて、第4条に規定する申請書を提出した場合
4	介助者	同表2又は3に規定する減免対象者の介助者。ただし、同表に規定する2又は3の減免対象者1名につき、原則1名とする。	第4条に規定する申請書を提出した場合
5	市内の幼稚園・保育園の園児	熊本市内の幼稚園、保育園等の園児	園行事で観覧する場合であつて、第4条に規定する申請書を提出した場合
6	引率者	学校教育、社会教育等を目的として観覧する関係団体の引率者（学校、幼稚園又は保育園の教諭又は保育士等をいう。）	第4条に規定する申請書を提出した場合
7	その他団体扱い（30名以上）となる場合については、30名につき1名		第4条に規定する申請書を提出した場合
8	行政及び公益上の観覧者	行政視察等で来館する自治体職員等及び関係各課の申請による者	関係各課等からの申請があつた場合
9	報道機関の取材者及び撮影者等		熊本市又は熊本市教育委員会主催行事の取材又は本館の周知に寄与する撮影等と判断される場合であつて、社員証等を提示した場合

様式第1号（第4条関係）【略】